東日本大震災調査研究ガイドラインⅡ

平成23年7月1日 (社)農業農村工学会災害対応特別委員会 委員長 青山 咸康

農業農村工学会は、東北地方太平洋沖地震発生に際し災害対応特別委員会を3月15 日に招集し、「東北地方太平洋沖地震に関する農業農村工学会の活動方針」 を決定するとともに、現地の方々への充分な配慮のもとに調査を行うことを旨とする「東日本大震災調査ガイドライン」を3月末に作成し、これに基づいて調査活動を行って参りました。

4ヶ月を経た今日では、現地においてはすでに復興に向けた活動が力強く動き出しており、政府においても東日本大震災復興構想会議による「復興への提言」が公表されるなど、状況は次の段階へと展開しています。農業農村工学会においても、日本学術会議「東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会」に参画して「巨大地震と大津波から国民の生命と国土を護るための基本方針」を公表しました。さらに、すでに多くの会員が研究部会等多様な体制で現地調査等を行っています。

そこで、今後の活動の展開方向を見すえて、先に定めたガイドラインに示す項目 2, 3 の制約を緩和し、「東日本大震災調査研究ガイドライン II」に変更して、本会の活動の総合化とより一層の社会貢献に努めます。

記

- 1. 農業農村工学会の会員は、専門的な科学技術の知見を活かし被災地の復興に積極的に貢献されるべきこと。
- 2. 農業農村工学会は、災害対応特別委員会のほか、研究委員会、研究部会、並びに適宜編成した調査団等により、組織的な調査研究を継続すること。
- 3. 農業農村工学会の会員は、震災やその復興に関する調査研究を実施した場合には、可能な限り、その活動内容や結果を学会の災害対応特別委員会に情報提供すること。
- 4. 農業農村工学会は、寄せられた提言や情報を学会ホームページや学会誌等で公表し、会員間の共有と社会への発信を図ること。
- 5. なお、現地調査に際しては、自らの責任において安全の確保を図ること。

(以上)